

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和7年3月31日
2. 認定特別事業再編事業者名
株式会社C o l o r s J a p a n
3. 特別事業再編の目標
(1) 特別事業再編に係る事業の目標

(価値観)

当社は2009年12月に創業し、製造・販売業の他、多岐にわたる事業を手がけている。当社は、同業者・同業界では気が付かなかったことに、経験と新しい視点を持って光を当て、「驚きと興奮と感動」を作り出すことを使命としており、住宅市場の活性化を目指す方針である。主に「全国優良リフォーム会員」の運営及び住宅設備及び商材の販売を行っており、取引先は弊社が運営している「全国優良リフォーム会員」の会員であるリフォーム会社やその他建設業者である。商材販売市場自体は既に衰退産業になっており、利益の出にくい業界になっている上、商材販売市場は後継者問題も抱えていることから、長期的には業界に係る会社が少なくなり、市場が冷え込む可能性が高い。そこで当社は、住生活応援企業として様々な会社を運営・支援しており、企業文化として多角的なクロスセル経営をすることで、他社との差別化を図っている。

(ビジネスモデル)

既存の商材販売事業のビジネスモデルは、全国の工務店・不動産会社を対象に、共同購買等の提供をするというものである。全国優良リフォーム会員は、前述の全国の工務店・不動産会社として事業を行っている企業及び個人事業主で構成され、現在は提携先を含めて約7,700社の団体になっている。

この度、A社を買収し、碍子製造時に廃材として大量に出ている絶縁体を新たにエコセラミックタイルとして加工し、「全国優良リフォーム会員」や業務提携先に販売する新たなビジネスモデルの構築を目指す。

(戦略)

A社は、業績は黒字をキープしつつも、工場設備稼働率が約30%に留まり、生産余力のポテンシャルを大幅に秘めている。そのため、株式会社C o l o r s J a p a nの商品開発力や販売能力を組み合わせることで、活用しきれていないA社の工場設備を使い、廃材を活用したエコセラミックタイルの製造に取り組む。これにより、A社の工場設備稼働率を上げ、収益性を向上することが可能になる。当社の販売チャネルをA社のエコセラミックタイルの販売に応用し、今までにない商品提供ができることから、より広い顧客獲得、用途への活用を通して、業績の向上を目指す。

(持続可能性・成長性)

今般、A社の株式を取得することで、碍子製造業への進出と当社顧客及び業務提携会社との連携により、エコセラミックタイルの製造と販売チャネルの構築を実施する。A社は工場設備稼働率が30%にもかかわらず、業績は黒字をキープしていることから、持続可能性と今後の成長性があると判断した。A社においては工場の稼働率が上がることで生産性が向上し、市場競争力が高まる。

(ガバナンス)

上記に掲げた特別事業再編計画の実施に当たり、執行部門と監督部門の責任と権限を明確に分離し、特別事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上により、当社の経営資源の最適配置によって生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を図り、企業価値のさらなる向上を目指す。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

(成果と重要な成果指標 (KPI))

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2027年度には2023年度に比べて、株式会社C o l o r s J a p a n・A社の従業員1人当たり付加価値額を46.1%向上させることを目標とする。

需要の開拓としては、2027年度には2023年度に比べて、合算した売上高を101.2%増にすることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2027年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの7.5倍、経常収支比率は113.4%となる予定である。

4. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

エコセラミックの製造事業及び建築材料卸売業

<選定の理由>

当社は創業以来、「全国優良リフォーム会員」を通じて業界の発展をするために業界に係る方の支援を行ってきた。これまでは建材については卸売りに特化していたが、A社を完全子会社化することで、耐久性に優れた自社製品の企画・製造・販売が可能となり競争力と収益力を強化するために、新たな高付加価値モデルの構築に取り組むに至り選定した。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

A社を株式の取得により完全子会社化する。碍子製造事業の承継を受け、当社においてこれまでの営業経験で培ったノウハウを活かして、A社の持つ生産余力や廃材を有効活用したエコセラミックタイルの製造に着手し、当社の持つ顧客層に販売することで売上を伸ばす。

なお、当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。また、下請振興基準や労務費転嫁指針に沿った適切な価格転嫁の取組を行う。

(事業の構造の変更)

他の会社の株式の取得による完全子会社化（碍子製造事業の取得）

<譲渡会社>

名称：A社

住所：東海地域

<譲受会社>

名称：株式会社C o l o r s J a p a n

住所：大阪府大阪市中心区南本町二丁目1番1号

代表者の氏名：代表取締役 藤田 精

資本金：51,510,000円

株式譲受予定日：2025年4月25日

(事業の分野又は方式の変更)

本事業では、株式会社C o l o r s J a p a nがこれまでの営業経験で培ったノウハウを活かし、新商品の開発及び生産販売を行う。A社では、碍子製造過程において大量の廃材が発生しており、工場設備稼働率も約30%と低いことから、生産余力を十分に活用できていない状況である。そこで、A社の廃材の再利用と既存製造設備の効率的な活用により、環境に優しく、耐久性が高く、コスト競争力をもつ多用途のエコセラミックタイルを企画開発する。これにより、A社が製造する新商品を株式会社C o l o r s J a p a nの販売チャネルを活用して販売することにより、事業終了年度における新商品の売上高を両社全体売上高の12.6%以上とすることを目標とする。

(2) 特別事業再編を行う場所の住所

住所：大阪府大阪市中央区南本町二丁目1番1号

名称：株式会社C o l o r s J a p a n

住所：東海地域

名称：A社

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国関係法人に関する事項

他の事業者

A社

A社と株式会社C o l o r s J a p a n の間に、計画開始前において資本関係はない。

(4) 特別事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特別事業再編の実施時期

(1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年4月

終了時期：2028年4月

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数 (2025年3月時点)

株式会社C o l o r s J a p a n 7名

A社 11名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数

株式会社C o l o r s J a p a n 7名

A社 11名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

株式会社C o l o r s J a p a n 7名

A社 11名

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

株式会社C o l o r s J a p a n 0名

A社 0名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

株式会社C o l o r s J a p a n 0名

A社 0名

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2027年度には2023年度に比べて、雇用者給与等支給額を年率3.0% 向上させることを目標とする。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨
当社およびA社にて表明をする。

7. その他

該当事項なし

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置	
法第2条第17項第2号の要件				
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	本事業では、株式会社C o l o r s J a p a nがこれまでの営業経験で培ったノウハウを活かし、新商品の開発及び生産販売を行う。A社では、碍子製造過程において大量の廃材が発生しており、工場設備稼働率も約30%と低いことから、生産余力を十分に活用できていない状況である。そこで、A社の廃材の再利用と既存製造設備の効率的な活用により、環境に優しく、耐久性が高く、コスト競争力をもつ多用途のエコセラミックタイルを企画開発する。これにより、A社が製造する新商品を株式会社C o l o r s J a p a nの販売チャネルを活用して販売することにより、事業終了年度における新商品の売上高を両社全体売上高の12.6%以上とすることを目標とする。		
法第2条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）	取得する会社の名称：A社 住所：東海地域 取得後における当該ほかの会社の発行済み株式に占める取得株式の割合（出資割合）：100% 取得予定日：2025年4月25日	株式保有比率0% 派遣役員の割合0%	租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）

(記載要領)

- (1) 認定特別事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

- (2) 当該認定特別事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。